

浜松市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する後見、補佐及び補助開始の審判、保佐人の同意権拡張及び代理権付与の審判並びに補助人の同意権及び代理権付与の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等について必要な事項を定める。

(審判請求の必要性の検討)

第2条 市長は、市内に住所若しくは居所を有する者又は更生援護の実施者が本市長である者について、次に掲げる者が審判請求の対象者（以下「本人」という。）とすべき旨を申し出たときその他市長が必要があると認めるときは、後見開始等の審判の請求について、検討を行うものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 本人の日常生活の援護者（配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）以外の者に限る。）
- (3) 本人が入所している次の施設の職員
 - ア 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害者支援施設
 - エ 医療法（昭和23年法律205号）第1条の5に規定する病院及び診療所
- (4) 本人を支援している次の者
 - ア 介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員
 - イ 在宅介護支援センター運営事業等の実施について（平成12年老発第654号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく在宅介護支援センターの職員
 - ウ 介護保険法第7条の規定に基づく介護支援専門員
 - エ 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）に基づく相談支援専門員
- (5) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会の職員
- (6) その他本人の福祉に関係のある者で市長が適当と認めるもの

(調査)

第3条 市長は、前条の検討を行うため、本人と面談し、健康状態及び精神状態、保護の

必要性、保護の内容、財産の状況並びに親族等の有無等本人の現状を調査するものとする。

- 2 前項に規定する調査の結果、当該親族等が確認され、かつ、本人について後見開始等の審判の申立の必要があると認めるときは、当該親族等にその必要性を説明し、当該親族等による申立を促すものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、本人と当該親族等との関係もできる限り調査し、虐待、放置又は財産争議の事実等、市長が当該親族等に代わって申立をすべき事由の有無を調査するものとする。

(審判請求を行う場合)

第4条 市長は、本人が次の各号のいずれかに該当する場合で本人の福祉を図るため必要があると認めるときに第1条に掲げる法令のいずれかの規定により審判請求を行うものとする。

(1) 本人に親族がない場合又は親族等の有無が確認できない場合

(2) 本人に親族等がいる場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 親族等又はその代表者が文書により（明らかに文書により難しい事由があると認める場合を除く。）自らが申立をしないことを市長に申し入れた場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。

イ 親族等に虐待又は放置の事実等がある場合

(審判請求の考察事項)

第5条 市長は、前条の審判請求を行うに当たっては、本人に関し、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

(1) 本人の親族等の存否並びに親族等による本人保護の可能性

(2) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み

(3) 市又は社会福祉法人浜松市社会福祉協議会等関係機関（以下「関係機関」という。）が行う各種施策等、他に取り得るべき手段の有無

(医師の診断)

第6条 市長は、審判請求を行うときは、事前に医師に本人の診断を依頼し、第1条に規定するいずれの審判を請求するかを決定する資料として診断書を徴するものとする。

(申立書の作成)

第7条 市長は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所が定めるところにより申立書及び付票を作成し、家庭裁判所に申立を行うものとする。

- 2 申立書の作成に当たっては、第3条による調査の結果及び前条の診断書の内容を勘案し、関係各課の職員による検討を行った上で行い、必要に応じて関係機関に協力を依頼するものとする。

(費用負担)

第8条 市は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事

件手続法（明治31年法律第14号）第26条本文の規定により、審判請求に係る費用（診断書の作成費用、印紙代、登記に係る費用、申立書の作成費用及び鑑定料その他の審判請求を行うにつき必要な費用をいう。以下「費用」という。）を負担する。ただし、本人に費用の負担能力があると認められる場合においては、本人に当該費用の負担を求めるため、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の規定による命令を促す申立を行うものとする。

2 前項ただし書の場合において、本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活保護受給者その他市長が特別な理由があると認める者であるときは、申立は行わないものとする。

（後見人等の候補者）

第9条 市長が審判請求を行う場合の後見人等の候補者は、本人があらかじめ任意後見契約により後見人を予定している場合は、その者とし、それ以外の場合は家庭裁判所と協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。